2013年 4月5日

名児耶 様 杉浦先生

ファクシミリを送らせて頂きました この用紙を含め 計(34)枚です

日本共産党参議院議員

[担当]

井上哲士国会事

山口

いつもお世話になります。 改めて国会質疑で取り上げさせて頂きましたのでご報告いたします。

> 旗 赤

13.

日本共産党の井上哲

成年後見人問題

議員―4日、参院質問する井上哲士 倫理選挙特別委

> 及し、「検討には長い 検討している動きに言

時間も必要で、事実上



成年被後見人の判断能

井上氏は、総務省が

力に応じて個別に選挙

権を認めることなどを

士議員は4日の参院倫 求めました。 選に間に合う法改正を 法について、夏の参院 選挙権を失う公職選挙 成年後見人をつけると 理選挙特別委員会で、 控訴。井上氏は、原告 裁判決について、国は で無効」とした東京地 の名児耶匠(なごや・ 選挙権喪失を「違憲 との怒りの声を紹介 束を果たせなくなる」 時間がない。娘との約 できるよう公職選挙法 し、「参院選挙で投票 のような検討が必要 る」とのべつつも「ど 改正が必要との認識 か」とただしました。 個人的には共感でき 新藤義孝総務相は

井上議員「参院選まで」と迫る

吉さんの「私にはもう たくみ)さんの父、清 か、国会で議論してい く」と答えました。 だ」と認めました。 新藤氏は「難しい問題 不可能だ」とただし、 と答弁しました。井上 速やかに対処したい」 復すべきだ」と主張。 改正して権利をまず回 うよう公選法を改正す 討で方針が示されたら 新藤氏は「各党間の検 ける」とのべました。 ることを各党によびか 氏は「参院選に間に合 井上氏は「公選法を

平成25年4月4日 倫理選挙

## 【未定稿】

が不信感に募っちゃっている。然違うことになっている。結局、こういったことでも、入れたはいいが、大臣になったら何だか全これに、大臣の意見に賛成します。一票入れます。

で、よろしくお願いします。 これは大臣だけじゃなくて、与野党を問わず、 これは大臣だけじゃなくて、与野党を問わず、 これは大臣だけじゃなくて、与野党を問わず、

○委員長(轟木利治君) 時間来ていますので、これにて終わります。(発言する者あり)

お聞きいたします。

たいと思います。 □を確保していただいて、お話しさせていただき○国務大臣(新藤義孝君) 是非次の機会にお時 〇佐藤公治君

じゃ、どうぞ、

済みません、

お願

私の週刊新藤をよく読んでいただければ、触れ れの週刊新藤をよく読んでいただければ、触れ なございません。私は、もとよりこういった貿易 はございません。私は、もとよりこういった貿易 いての態度を表明してまいりました。

いことではないかと思います。ということです。これは自分の意思で白票しているわけであります。ここを何と取るかというのは、この無効票の中で最大は白票が五割あるいのは、この無効票の中で最大は白票が五割ある

まず、成年被後見人の選挙権喪失裁判に関して でいきたいと、このように思います。 ○佐藤公治君 ありがとうございました。 の佐藤公治君 ありがとうございました。

政府は混乱が起きるということを理由に控訴されました。大変遺憾であります。親子三人でいつも投票に行っていたお父さん、原告のお父さんは、なるという怒りの会見をされております。そした、一方、総務大臣は、その原告の女性の投票したいという思いは共有できるということを言われております。そして、全国の同じような権利をお持ちの方を含めてしっかりとした整理をすることが重要だという答弁もされております。つまり、原告も含め、全国の同様の皆さんがやはりこの夏の参議院選挙で投票できるようにする、そういう法改正は必要だという、こういう認識でよろいう法改正は必要だという、こういう認識でよろいう法改正は必要だという。

とであります。 はならないということがまず一つあります。法的 の議論が行われるまでの間の法的な空白が起きて な安定性を保つということも重要であるというこ ただかなければならないと。しかし一方で、そこ ちをお持ちの方、どのぐらいいるか分かりません うな検討が必要なのか、これはまず国会で議論い 主主義の根幹となるこの選挙制度についてどのよ われないわけであります。ですから、選挙の、民 が、そういう方たちについての何らこの変更は行 人いらっしゃる、その中でまたそのようなお気持 挙権であります。それから、原告以外の約十三万 告の方が得られるのは国政選挙についてのみの選 はございます。しかし、そのことと今回のこの原 しゃったとおりでありまして、共感できるところ をしていただきたいと、このように願っています。 とでありますから、これについては是非とも国会 内で各議員がしつかりと、また各政党間の御議論 その中でこのような制限を加えられるそういう制 しかし、それについて疑義が生じているというこ 度、これ立法の合理性があって行われたものだと れは誰もが持っているものであります。しかし、 て与えられた権利、選挙権を行使することは、こ 〇国務大臣(新藤義孝君) そして、個人的な思いは、まさに今委員がおっ 私は、本来国民とし

さらには、現場の混乱を招いて、自らが、まだ

平成25年4月4日 倫理選挙

## 【未定稿】

挙の任期が来るわけであります。 ほしい。四月だけでたしか百九十三か所、 るかどうかも分からない状態の方々が、今度は私 得てはいないわけであります、またそれが得られ も選挙ができるんではないか、私に選挙をさせて 地方選

これはまさに国会できちんと議論をしていただか それできちんと責任を果たしながら、この根幹で 中で、現地における無用な混乱や、それから高齢 いるところであります。 なければいけないと、こういう考えで申し上げて 後見制度とそれから選挙権の調整をどうするか、 あるものは、要するに、財産権の保護である成年 れを、この控訴をしたわけでありまして、それは れを避けるためにも、まず私どもは手続としてこ 者の方々やそういう方々に混乱が起きること、こ ですから、そういった何ら整理がされていない

りなんだと思うんですね。 同様の方にも認められるべきだという思いはおあ 〇井上哲士君 いろいろ言われましたが、全国の

を検討するという動きもあるようであります。 断能力に応じて個別に選挙権を認める基準や手続 めるかが焦点になるという報道もありますし、判 党内の検討で、選挙権を認める人の対象をどう定 したが、この公選法の改正について、総務省や与 一方、今、国会での議論ということを言われま 裁判の中で総務省自身が、この成年後見

> する者という位置付けになっておりますから、つ むしろ、事理を弁識する能力が一時的にせよ回復 だと、こういうふうに主張してきたわけですね。 個別に審査する制度を創設することは事実上困難 選挙権の適切な行使が可能であるか否かの能力を 制度を選挙権制限に使う理由として、選挙の都度 という問題も出てまいります。 投票の能力というものをどうやって判定するのか これは大変な体制も必要になりますし、そもそも 力を判定するということが必要になりますから、 まり、そうであれば、投票の都度、そのときに能 力を欠く者としては位置付けられておりません。 すが、成年被後見人というのは事理を弁識する能 実際、判決も指摘し、法務大臣も認めておられま

がでしょうか。 やるべきだと思うんですけれども、その点、いか らば、私は、まずこの公選法から十一条の一項 号を削除して、まず権利を回復するということを なるんじゃないかと思うんですね。そうであるな 長い時間だけが掛かって、しかも事実上不可能に そうしますと、これの検討に入りますと非常に

神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況 〇国務大臣(新藤義孝君) 方に対して選挙権が与えられるか否かということ となる方については、今おっしゃいましたが、精 にある者ということであります。そういう状況の まず、これは、 後見

> りまして、その検討がなされたならば、 願いをしておりますし、期待をしているわけであ かにこれは非常に難しい問題だと思います。難し が今議論をされているということであります。 したいと、このように思っています。 されたならば、それは我々は適切に速やかに対処 議論をいただかなければということを私たちはお い問題であるからこそ、これは国会での各党間の 方針が示

排除するという目的のために成年後見制度を借用 と、こういう判示も出ております。 せずに、制度を設けて運用することも可能である 選挙権を行使するに足る能力を欠く者を選挙から ただ一方で、あの東京地裁の判決においては、

ういったあらゆる点を含めて御検討が各党間の間 ですから、難しいことであると思いますが、 また与党の中で行われるものと思っておりま

会での議論も早めて夏の参議院選挙で投票できる 必要だという声を上げておりますので、 〇井上哲士君 与党も含め各党ともこれは改正が ようにしたいと、是非各党にも呼びかけたいと思 I

います。 費で不用額が出ていて国庫に返納していた、その 土台になるのがこの選挙執行経費であります。 法案の関係ですが、この選挙権の行使の言わ 前々回の法改正のときには、それまでの選挙経 ば

参議院記録部